



題字：初代学長 太田耕造先生

ISSN 0385-0838

第199号

発行所
亜細亜大学アジア研究所
東京都武蔵野市境5-8

シルバー経済と東アジア — 健康寿命と「異次元の少子化」を注視すべき — 大 泉 啓一郎

国際通貨基金（IMF）は2025年4月に公表した『世界経済見通し（World Economic Outlook）』の第2章において「シルバー経済の台頭（The Rising of the Silver Economy）」と題し、人口高齢化が世界経済に及ぼす影響とその対応策を検討した。これは、地球規模で進行する高齢化が世界経済に及ぼす影響がもはや看過できない経済課題になっていることを意味している。

世界平均より早く高齢化が進展する東アジア経済については、どのように捉えるべきだろうか（注1）。本稿では、同報告書と関連する論考を活用しながら、東アジアのシルバー経済の現状と課題について考察する。

東アジアにおける高齢化の加速

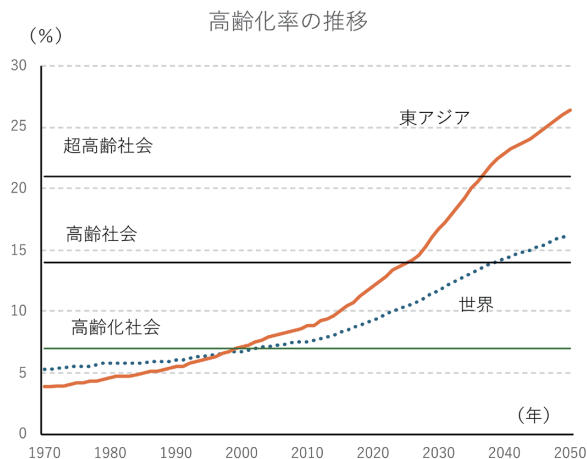
まず、国連の人口推計（World Population Prospects: the 2024 revision）に基づき、65歳以上の人口比率（高齢化率）の変化を確認する。

図は、世界と東アジアの高齢化率の推移をみたものである。世界の高齢化率は、2023年時点で10.0%であり、世界レベルで「高齢化社会」にあることが示されている（注2）。これに対し、東アジアの高齢化率は13.4%と3ポイント以上高く、「高齢社会」への移行が間近な状況にある。

今後、世界の高齢化率は2039年に14%を超え「高齢社会」となる見込みであるが、東アジアは2026年に「高齢社会」に移行し、2037年には「超高齢社会」に突入すると予測される。2050年時点の世界の高齢化率は16.3%であるが、東アジアのそれは26.4%とその差は10ポイント以上に拡大する。

目 次

- シルバー経済と東アジア
— 健康寿命と「異次元の少子化」を注視すべき —
…… 大 泉 啓一郎 … (1)
- インドの「ルック・ウェスト」—
対中東関与の重層化と戦略的重要性の高まり
…… 笠 井 亮 平 … (4)
- 韓国における過剰コンプライアンスの実態
…… 奥 田 聡 … (6)
- インド人留学生の誘致と就業支援
— 情報発信とコミュニティの役割 —
…… 九 門 大 士 … (8)
- パナマ運河をめぐる香港企業の苦悩
…… 遊 川 和 郎 … (10)
- 「アジアの窓」コンプライアンスと律法主義
…… 奥 田 聡 … (12)



IMF は、この高齢化が 2025 年から 2050 年の世界経済の年平均成長率を、コロナ禍以前の 2016 年から 2018 年と比較して 1.1 ポイント低下させるとの見通しを示した。地域別の影響の差異については明確に記述されていないものの、高齢化が加速する東アジアにおいては、その経済を下押しする力がさらに強まることは明らかである。

IMF はまた、15 ～ 64 歳の生産年齢人口比率の変化に着目し、その比率が低下に向かう経済を「シルバー経済」と定義した。そして、2035 年までに先進国と主要新興国が「シルバー経済」に移行し、2070 年までにはほとんどの低所得国も「シルバー経済」となるとした。

東アジア各国・地域に目を向けると、1993 年に日本の生産年齢人口比率が低下し、その後、中国(2010 年)、香港(2011 年)、シンガポール(2012 年)、ベトナム(2012 年)、タイ(2013 年)、台湾(2013 年)、韓国(2016 年)で生産年齢人口比率が低下に転じている。他方、インドネシア(2030 年)、マレーシア(2033 年)、フィリピン(2035 年)では生産年齢人口比率は未だ上昇局面にあり、その位相の違いは、今後の東アジアの成長を展望する上で重要な視点となる(詳細については大泉(2025)を参照)。しかしながら、これら東南アジア諸国を含め、東アジアすべての国・地域で 2050 年までに同比率が低下する。つまり、東アジア全体が「シルバー経済」となる。

IMF は、多くの低所得国において、所得が十分に高まらないうちに生産年齢人口比率が低下してしまうリスクを指摘している。アジアにおいては、中国経済の課題として、同様の趣旨である「未富先老」がすでに指摘されており、タイやベトナムも同様のリスクを抱えているとされる。

健康寿命の伸長がもたらす可能性

ただし、IMF は、シルバー経済について必ずしも悲観的な見方をしていない。関連する論考では「人口高齢化は恐れるべきものではなく、受け入れるべきもの(Aging population should be embraced, not feared)」と述べ、視点を変えて取り組むことで、「長寿ボーナス(the longevity dividend)」を享受できる期間になると主張している(参考文献参照)。

実際に、世界中で「Aging is just a number(年齢はただの数字)」という認識が広がるなか、健康

な高齢者は年々増加している。この状況を踏まえると、65 歳以上を高齢者とする現在の定義は見直される時期に来ているのかもしれない。IMF は独自の調査(先進国 29 カ国、新興国 12 カ国の計 100 万人を対象)を行い「2022 年の 70 歳の認知能力は、2000 年の 53 歳と同等」という結果を示した。

このことを東アジアにおける健康寿命の観点から考察する。健康寿命とは、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を指す。

世界保健機関(WHO)の統計によれば、コロナ禍直前の 2019 年においてシンガポール(73.8 歳)、日本(73.6 歳)、韓国(72.5 歳)の健康寿命はいずれも 70 歳を超えていた。さらに、60 歳時点の平均健康余命を見ると、日本は 20.4 歳、シンガポールは 20.2 歳、韓国は 19.7 歳であり、これは 60 歳の人が 80 歳前後まで健康で生活できることを示すものである。これに比べて東南アジア諸国の健康寿命は、たとえばタイ(67.1 歳)、マレーシア(65.5 歳)、ベトナム(64.1 歳)は若干低いものの、60 歳時の平均健康余命でみた場合、いずれも 10 歳を上回っており、健康な高齢者が多い。

IMF は、医療サービスの拡充などを通じて健康寿命の伸長を図る一方で、退職年齢の引き上げなどを通じて高齢者の労働市場への参入を促すことを提言している。これにより、今後ひっ迫するリスクがある財政の余地を拡大させる間接的な効果も期待できる。もちろん、高齢者の労働環境に配慮しない場合にはかえって健康状態の悪化を招く可能性があることにも注意を喚起している。その一方で、女性の労働参加率の向上、外国人労働者の受け入れ、人工知能(AI)などの新技術の利活用も、シルバー経済においては引き続き重要な政策としている。

人口塊世代への社会保障制度の拡充

このような高齢者の健康寿命の伸長策とその労働市場への取り込みは、高齢化が急速に進行する東アジアではより一層重要な視点となる。しかし、現実を直視すれば、なお多くの検討課題があることがわかる。とくに先進国のベビーブーム世代に相当する人口塊(population bulge)世代の現状と、それに対する施策は重要な論点である。人口塊世代とは、人口抑制策やその後の出生率の急速な低下によって形成された、人口構成比率の高い年齢層のこ

とを指す。具体的には、1960年代から1970年代にかけて合計特殊出生率（女性が生涯に出産する子供の数）が6という高い水準で生まれた人々であり、現在の50代から60代にあたる。

たとえば、退職年齢を引き上げても、この人口塊世代がすでに退職年齢を超え、労働市場から遠ざかった後では、その効果は薄い。日本の場合、退職年齢は65歳にそして70歳に引き上げられようとしているものの、人口塊世代に当たる団塊世代が労働市場を離れており、効果は限定的であった。中国も2025年から段階的に退職年齢を引き上げるが、その人口塊世代を労働市場にとどめるようには設計されていない。長寿ボーナスを活用するには、人口塊世代を考慮した政策立案が重要となる。

加えて、東アジアでは、この人口塊世代を社会保障制度に包摂することが極めて重要である。近年、東アジアでは国民皆社会保障制度の整備が進められているものの、多くの人口塊世代は、依然として社会保障制度の枠外にあるのが現状である。シルバー経済の恩恵を最大化するためには、人口塊世代に対して社会保障制度を通じた医療サービスなどの提供による健康寿命の伸長が不可欠である。また、社会保障制度に加入しないまま人口塊世代が高齢者となると、その年金は総額財政負担となることにも注意したい。

いずれの時代においても未来の担い手としての若者への施策が重視されるが、東アジア経済の行方は人口塊世代の生活環境の改善に影響を受けることにも、より一層の注意を払うべきである。

「異次元の少子化」への施策の必要性

各国で少子化は予想以上に加速している。

2024年の日本の出生数は70万人を下回った。これは、国の想定より15年早い減少であったと報じられている。韓国の少子化はOECD加盟国の中で最も深刻であり、その合計特殊出生率は0.74にとどまる。人口大国である中国の同出生率は1.0前後であり、国連は2100年には中国の人口は現在の半分の7億人に減少すると予測している。

東アジア15か国・地域のうち、11か国・地域で合計特殊出生率は人口安定に必要な水準である2.1を下回っている。また、国連が「超少子化」と見なす同出生率が1.4以下の国・地域は7つを数える。

この状況から、東アジアは「少子化地域」と呼んでも差し支えないであろう。

複数の国・地域では、少子化対策（出生率の引き上げ策）に取り組んでいるにもかかわらず少子化に歯止めがかかっていないのが現状である。日本においても「異次元の少子化対策」のスローガンのもと、数々の施策を講じてきたが、その効果は依然として限定的である。

このような現実を踏まえると、現在の少子化対策と並行して「異次元の少子化」に対する施策が不可欠になるだろう。また、東アジア全体で、少子化の進行を前提とした経済社会の持続可能なビジョンと協力が求められている。「シルバー経済」化するアジア経済をけん引するのは、少子化の影響を最小限に抑えた制度改革や社会設計を実現した国になるかもしれない。

（おおいずみ けいいちろう・アジア研究所教授）

（注1）本稿の東アジアは、日本、韓国、中国、香港、台湾、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムの15か国・地域である。

（注2）一般的に、高齢化率が7%を超過した社会を「高齢化社会」、14%を超過した社会を「高齢社会」、そして21%を超過した社会を「超高齢社会」と定義される。

参考文献

大泉啓一郎 (2025) 「中国・ASEANの経済展望と日本の稼ぐ力」 石川幸一・大泉啓一郎・亜細亜大学アジア研究所編『ASEAN 経済新時代 高まる中国の影響力』文真堂

IMF (2025) "The Rising of the Silver Economy: Global Implication of Population Aging", *World Economic Outlook April 2025*

Andrews Scott and Peter Piot (2025) "The Longevity Dividend" *IMF. Finance and Development June 2025*

David E. Bloom, Michael Kuhn, and Klaus Prettner (2025) "The Debate Over Falling Fertility", *IMF. Finance and Development June 2025*

インドの「ルック・ウェスト」—— 対中東関与の重層化と戦略的重要性の高まり

笠井 亮 平

地域外交の要としての中東政策

インドの「台頭」が近年盛んに指摘されている。GDP は 2022 年にかつての宗主国・イギリスを抜き世界第 5 位となり、今年も抜いて第 4 位に踊り出ると見られている。軍事費も米中露に次いで世界第 4 位につけている。よく知られているように、人口は 2023 年に中国を抜いて世界最大となった。

こうした「大国化」を背景に、インドは国際場裏でも存在感を高めている。インドは伝統的にいずれの国とも同盟を組まない路線を堅持する一方で、「戦略的自律」（最近では「多角連携」とも言われる）のコンセプトの下、全方位外交を展開している。特定の陣営に与さず、逆に立場の異なるさまざまな陣営に関与していることは、クアッドの一角を占め、「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）」にコミットする一方で、BRICS や上海協力機構（SCO）といった非米欧のグループにも参加していることから見て取れる。

全方位外交の一環として、インドは 1990 年代初頭から「ルック・イースト」政策という東南アジア・東アジア重視方針を掲げてきた。これは 2014 年に発足したモディ政権の下で「アクト・イースト」政策に改称され、現在に至っている。これに対し、インドが西方面、すなわち中東にどう関わっているかについては、必ずしも十分な関心が向けられてこなかった。しかし、実際にはインドにとってこの地域は複数の意味で死活的重要性を持っている。「ルック・イースト」に比して言及されることは少ないものの、2000 年代後半にこの地域への関与強化策として「ルック・ウェスト」の方針が掲げられた（その後「リンク・ウェスト」という名称で呼ばれることもある）。本稿では、インドにとって中東はいかなる戦略的重要性を持つ地域で、どのようなかたちで関与が行われているかを論じていく。

なお、インドでは「中東（Middle East）」という呼称が用いられることは少なく、「西アジア（West Asia）」のほうがこの地域に対する一般的な呼称と

なっている（そのため、アフリカ大陸に位置するエジプトは含まれない）。また、このうち湾岸協力会議（GCC）加盟国（サウジアラビア、アラブ首長国連邦（UAE）、カタール、バハレーン、クウェート、オマーン）を「湾岸諸国」というひとつのまとまりとして扱うことも多い。本稿では、「中東」と「湾岸諸国」の呼称を用いる。

インドによる 4 つの関与

① 資源

他の多くの国と同様、インドも資源の大半を中東からの輸入に依存している。原油は 9 割弱を国外から輸入しており、2021 年以降はロシアからの輸入が急増しているが、中東諸国、とりわけアラブ首長国連邦およびサウジアラビアは大きなシェアを占めている。天然ガスも半分以上を輸入に頼っており、そのうちカタール産が約半分、オマーン産が 1 割弱を占めている。インドの経済成長と人口増が今後も見込まれるなか、エネルギー消費量の上昇傾向が続くことは間違いない。インドのエネルギー・ミックスの中では石炭が 56%と突出しているが、需要増を見据えて原子力や再生可能エネルギーの拡大にも取り組んでいる。こうしたなか、石油と天然ガスも消費量の上昇が確実視されており、その供給元としての中東諸国の重要性はますます高まっていくことになるだろう。

② 出稼ぎ

インドにとって中東は、出稼ぎ労働者の受入先としての側面もきわめて大きい（パキスタンやバングラデシュ、ネパールなど他の南アジア諸国からの出稼ぎ者も多い）。インド外務省の統計（2025 年 3 月末更新）によると、主要中東諸国における在外インド人は別表のとおりである。この中には現地の国籍を取得した者や専門職に就いている者も含まれるが、出稼ぎ者が占める割合がきわめて大きいと見られている。UAE に至っては、総人口 1,100 万人あまりのうち、

約3分の1をインド人が占めているほどである。

インドは高度経済成長の一方で、増加する若年人口の間で雇用難が常態化しており、海外への出稼ぎは有力な解決策のひとつとして定着している。中でも比較的自国と距離が近く、労働力の需要が高い中東はこれからも最大の行き先であり続けるものと見られる。

③経済パートナー

これまでインドと中東の経済関係と言えば、資源および労働力が主だったが、投資の分野でも脚光を浴びている。インド商工省の外国直接投資(FDI)統計によると、2000年4月から2025年3月までの対インドFDIの累積額ではモリシャス(1,802億ドル)、シンガポール(1,749億ドル)、アメリカ(706億ドル)の上位3か国が全体の6割近くを占める一方、UAE(228億ドル)が7位につけているほか、サウジアラビア(33億ドル、20位)やカタール(15億ドル、26位)につけるなど、中東勢も一定の存在感がある。インドが国内の製造業振興に注力する一方、中東産油国も原油収入に依存する経済から脱却し、脱炭素経済への移行やハイテク分野への参入を志向していることから、双方の間に利益の一致が見られている。

加えて、インドと中東のコネクティビティ(連結性)向上に向けた構想が近年注目されている。2023年9月に発表された「インド・中東・ヨーロッパ経済回廊(IMEC)」構想は、その名が示すとおりインドから中東を経てヨーロッパまでの遠大なルートを海路および陸路で結び、インフラ整備や各種経済プロジェクトを推進するものである。同年10月以来続くイスラエルとハマスの衝突の影響で一時棚上げされていたが、2025年に入ってから再び推進の気運が高まっており、インドによる中東関与の新たな潮流として注目される。

④安全保障

さらに、インドは中東諸国と安全保障分野でも連携を強化している。近年、インド軍とサウジアラビアやUAE、カタール等の軍との合同軍事演習が実施されるようになってきている。サウジアラビアとは戦略的パートナーシップを結び、防衛装備品の共同開発についても協議が行われている。また、オマーン政府が開発を進めるドゥクム港にインド海軍が補給・メンテナンスの拠点を置いていることも注目される。

こうした取り組みの背景には、インドが海賊取締りをはじめインド洋の海上安全保障に積極的に関与する姿勢を示していることに加え、長年取り組んでいる防衛装備品の国産化を加速させるなかで資金面も含めた連携相手として中東、とりわけ湾岸諸国を位置づけていることがある。

中東情勢の急変を受けたインドの対応

このようにインドの中東関与は重層化しており、今後いっそう重要性を増していくことはまちがいない。一方で、2023年10月にイスラエルとパレスチナのハマスとの間で武力衝突が発生して以来、中東情勢が混迷の度合いを深めている。アメリカの介入で停戦は実現したものの、2025年6月にはイスラエルがイランを攻撃し、イランも報復した。イエメンに拠点を置くフーシ派の動向も依然として予断を許さない状況が続いており、シリアでも10年以上に及んだ内戦の末に暫定政権が発足したとはいえ、安定に向けた道筋はまだ見えていない。

こうした中で、インドは積極的に関与するというよりは、在外インド人の避難や安全の確保といった自国民保護に注力しているように見える。インドは湾岸諸国との関係推進に注力すると同時に、近年は安全保障分野を中心にイスラエルとの関係強化も目立っている。中東諸国間の力関係はきわめて複雑なだけに、これまでは域内の紛争や対立に深入りせず、慎重な対応にとどまってきた。こうした対応から今後より積極的に関与していく方向にシフトしていくかどうかは、インドが「南アジアの大国」から「グローバル・パワー」として台頭できるか否かにかかわる重要なポイントと言えよう。

主要中東諸国におけるインド人の数

アラブ首長国連邦	3,568,848
サウジアラビア	2,463,509
クウェート	995,528
カタール	836,784
オマーン	686,635
バハレーン	327,897

資料) インド外務省ウェブサイトから作成

(かさい りょうへい・岐阜女子大学南アジア研究センター
特別客員准教授)

韓国における過剰コンプライアンスの実態

奥 田 聡

2025 年 2 月に日本貿易振興機構（ジェトロ）ソウル事務所が公表した韓国企業のコンプライアンス環境に関するレポート* は韓国における企業活動に対する規制の強さを改めて認識させた。強い規制に抵触しないため、企業はそれを上回るコンプライアンス体制を敷くことになる。本稿では、韓国における企業のコンプライアンス環境を概観し、その背景を検討する。そしてこうした過剰コンプライアンスが一般化した状況が企業活動に与える影響を考察していきたい。

韓国におけるコンプライアンス環境

まず、企業に対する厳格な規制が挙げられる。韓国では企業活動に関連して経営陣に適用される刑事処罰法規が非常に多く、OECD 加盟国の中でも特に厳しい規制環境が存在する。2024 年 7 月 17 日の中央日報の報道によれば、韓国には 414 の経済関連の法律があり、このうち刑罰規定が 5,886 に上る。問題発生時のペナルティも他国に比して厳しい。こうした状況を嫌って欧州系の韓国法人の CEO に本国人のなり手が現れず、やむなく韓国人を任命したケースが報告されている。

また、理事（役員）の法的責任も厳格化されている。2022 年 5 月 12 日の大法院判決をはじめとする一連の司法判断により、理事は会社の違法行為について直接的な認識がない場合でも、普段から内部統制システムを構築・運営する義務を怠っていた場合には責任を問われるようになった。それ以前は理事の法的責任を問うためには故意や過失の立証が必要であったが、現在では内部統制システムの構築運営の評価状況だけで断罪される可能性があるということだ。この責任は社内・社外の取締役と同様に適用される。

企業に対する規制が厳しくなっていく中、企業側

は法的リスクを避ける必要に迫られる。違法・合法ギリギリの線からどの程度のマージンを設定してコンプライアンス対応するかは当該企業の順法意識や企業に対する評判・風評を勘案しながら各企業が判断するところであるが、明確な基準がないために各企業とも大いに悩むところである。判断が困難であれば安全を見込んでいささか過剰とも思えるコンプライアンス体制が構築され、日常的な業務や交流にまで厳格なルールが適用されることも多い。例えば、韓国を代表する大企業のサムスンでは、10 年以上前から社外から接待を受ける際には円換算で 2 千円以下、社員間の冠婚葬祭等の贈与も円換算 1 万円以下という内規で規律されており、違反者が退社となった事例もあるという。

韓国におけるコンプライアンス強化の背景

まず、政治的背景について検討してみよう。韓国においては少なくとも 5 年に 1 度政権が交代し、これに伴い企業活動の予測可能性が低下していることが挙げられる。新政権には規制体系の刷新を弱者重視の政策姿勢の一環として喧伝し、政権の基盤固めを行おうとする傾向がある。とくに進歩系政権が誕生する場合はこの傾向が強く、大企業に対して厳しい姿勢をとることが多い。これに対し、企業の側は新政権から問題視されることを避けるためさらに過剰なコンプライアンス体制の構築に走る誘因が生じる。進歩系政権が誕生する場合、企業側の過剰反応の幅も大きくなる傾向がある。

また、経済民主化を求める世論動向も無視できない。世論のこうした反応が出る背景には大企業自身の政界との癒着などの不祥事や下請けいじめなど大企業の横暴を象徴する事件が相次いでいることがあるのは言うまでもない。世論の大企業に対する厳しい見方が政権側からの規制強化の動きを誘

発し、企業は過剰コンプライアンスへと向かうこととなる。朴槿恵政権を崩壊させた崔順実事件では大企業各社の関与が明らかになっている。例えば、サムスンでは社内で上記のような厳格なガイドラインが施行される一方で、崔順実事件においては不正資金の提供の事実が認定された。この結果、グループのトップである李在鎔が有罪判決を受けて服役するという事態も起きている。

過剰コンプライアンスの影響

韓国企業に対する各種規制が強化される中、法的リスク回避や世論付度の観点から企業が過剰なコンプライアンス対応に走る傾向があるのは上でも見たとおりだが、これが企業活動の足かせになり、ひいては国家経済の活力を削いでいる面は否定できない。

大企業が新規に事業展開するに当たっては、最もダメージを受けるのが誰かを最初に検討する傾向が強まっており、ダメージを受けるのが中小企業であれば、その事業は取りやめという方向に流れるという。

また、過剰な規制とコンプライアンスが外国企業の進出障壁となっていることをうかがわせる調査結果も出ている。2025年4月に発表された在韓米国商工会議所の調査では、進出中の米国企業が挙げた最大の隘路事項が「予測困難な規制環境」(32.8%)であった。企業側からは税務調査における恣意性や重大災害処罰法による企業に対する責任追及などがしばしば批判されている。

国内企業の投資が海外に流れかねないとの懸念も高まっている。大韓商工会議所など5団体が2023年9月20日に開催した「グローバルスタンダードと比較した企業制度改善セミナー」では有識者から「韓国の企業規制はG7より厳しい」との声が上がり、グローバル基準に合わせるべきとの主張がなされた。国内企業から上がる主張のうち、規制の現状に対する先端企業の不満は深刻と言わざるを得ない。2024年12月に発表された大韓商工会議所の調査によれば、二次電池、バイオ、半導体、ディスプレイなど韓国の先端企業433社のうち韓国の

先端産業に対する規制水準が競合国より厳しいと感じている企業が53.7%、規制履行に困難を感じている企業が72.9%に上った。これらの産業は韓国の今後の経済成長を牽引する重要セクターであり、過剰規制の影響が懸念される。

コンプライアンス負担軽減のための取り組み

韓国企業は過剰コンプライアンスの弊害を低減するため、冒頭で紹介したジェトロの報告書は、内部統制システムの構築・運営、規制当局の規制動向の正確な把握などを推奨している。今後、企業の内部統制システムの実効性が法人及び役員への処罰の有無を決めるようになるため、企業としては関連法規の把握、遵守状況の管理、違反事実発生時の是正措置などについて体制を整備する必要がある。また、当局の規制動向を把握することで不必要なコンプライアンスを削減することができる。ただ、これらの取り組みだけでは企業のコンプライアンス負担は十分に軽減されない。

企業自身の過去の問題行動が過剰な規制を誘発した経緯に鑑みれば、企業の自覚ある行動が求められていることは論を待たない。しかし、過剰な規制の経済活力への影響が取りざたされている中、国内の反企業感情にいたずらに引きずられることなく対企業規制の適正な水準を模索する姿勢が政府には求められている。まず目指すべきは、グローバル基準での規制の在り方を考えることではないか。韓国の対企業規制の水準が世界的にも高すぎるという批判が内外企業から上がっているのは事実で、とくに外国人投資企業からは韓国独特の規制に手を焼いている声が多く上がっている。法人税引き下げや重大災害処罰法の見直しなど、規制緩和に熱心だった尹錫悦政権が退場した今、後任者となる李在明政権がその流れを引きつぐかどうか、注目される場所である。

(おくだ さとる・アジア研究所)

* ジェトロソウル事務所、「韓国におけるコンプライアンス執行の動向および非常勤理事の責任の強化」、2025年2月。

インド人留学生の誘致と就業支援 ー情報発信とコミュニティの役割ー

九 門 大 士

近年、日本社会においてインド人材への注目が高まっている。人口減少や人材不足に直面する日本にとって、情報通信技術 (IT) などの理系分野やビジネス分野等様々な分野に強みを持つインドは、大きな魅力を持った国である。世界第 1 位の人口 (約 14.3 億人) を有するインドにおいて、インド教育省の調査 (2021 - 2022) によると、大学生と大学院生を併せて約 4,000 万人の学生がおり、うち理工系は約 4 分の 1 を占めている。その中からいかにして留学生や高度人材を日本へ誘致し、活躍と定着を支援するかは、今後の日本社会の多文化共生の観点からも喫緊の課題である。

インド人留学生受け入れとエンプロイアビリティ

日本学生支援機構 (JASSO) の「2024 (令和 6) 年度外国人留学生在籍状況調査」によると、2024 年 (5 月 1 日現在) の外国人留学生数は前年比 20.6% 増の 33 万 6,708 人となった。うち、外国人留学生として日本の高等教育機関に在籍するインド人は、2024 年時点で 1,685 人 (17 位)、全体に占めるシェアは 0.5% にとどまっている。これは同年の上位 3 か国の、中国人 (12 万 3,485 人、シェア 36.7%)、ベトナム人 (4 万 323 人、シェア 12%)、ネパール人 (6 万 4,816 人、シェア 19.2%) と比較してかなり少ない数字である (表)。

表:出身国(地域)別留学生数(2024 年 5 月 1 日現在)

順位	国・地域名	留学生数	構成比
1位	中国	123,485	36.7%
2位	ネパール	64,816	19.2%
3位	ベトナム	40,323	12.0%
4位	ミャンマー	16,596	4.9%
5位	韓国	14,579	4.3%
6位	スリランカ	12,269	3.6%
7位	台湾	7,655	2.3%
8位	バングラデシュ	7,597	2.3%
9位	インドネシア	6,778	2.0%
10位	モンゴル	4,085	1.2%
(中略)	-	-	-
17位	インド	1,685	0.5%

出所:日本学生支援機構(JASSO)の「2024(令和 6)

年度外国人留学生在籍状況調査」より筆者作成

日本の留学生数は 2007 年以降、東日本大震災の影響を受けた 2012 年およびコロナ禍の影響を受けた 2020 年～2022 年以外、一貫して増加傾向にある。一方、インド人留学生は 2015 年の 879 人から 2016 年に入って 1,015 人と 1,000 人台に増加したものの、それ以降 1,000 人台にとどまり、構成比も 0.5～0.7% 程度で推移している。

その背景には、米国や英国、カナダ、豪州の「ビッグ 4」と呼ばれる英語圏の国への進学が主流であることに加え、日本では英語プログラムが限られていること、出願プロセスや奨学金制度の情報発信が不十分であること、インターンシップ情報や中長期のインターン機会が不十分で留学後の就業機会が不透明なことなどが挙げられる。

保護者が卒業後の就職機会を重視して進学先を選ぶ傾向があるインドからの留学生誘致に際しては、エンプロイアビリティ (雇用される能力や可能性) の視点が必要になる。さらには、インドなどに限らず、留学を投資と考える留学生は多く、そのリターンとしてその国で就職できる機会があるかどうかは 1 つの重要な要素である。また、世界大学ランキングなどでもエンプロイアビリティに関連した指標が設定されているため、大学自体のブランディングの観点からも重要である。また、就職ができたとしても、その後の企業のキャリアパスが長期雇用・年功序列的な制度を前提に作られていることが多いため、将来のキャリアビジョンが見えにくいという課題もある。

新卒人材の就職可能性と就労ビザ制度に優位性

しかし、インドの英字ビジネス紙の The Economic Times (2025 年 6 月 4 日付) によると、最近の国際情勢の不透明感や卒業後の就業機会の減少、米国の留学生ビザ発給の一時停止などを背景に、米国をはじめとする英語圏以外の選択肢を検討するインド人学生も出てきている。ドイツ、フランスなど欧州が人気とのことだが、日本にとっても優秀な人材獲得の機会でもある。日本は大学の学費が英語圏と比較して低いことに加えて、外国人留学生が卒業後に日本で働くための高度人材向けの在留資格取得が比較的しやすいという利点がある。実際に、日本

で学位を取得した外国人留学生の多くが、卒業後「技術・人文知識・国際業務」への在留資格変更を経て日本企業に就職している。

出入国在留管理庁によると、2023年に「留学」など外国人留学生の在留資格から就職目的で在留資格の変更許可申請をした件数は42,786件で、うち41,400件(96.8%)が許可されている。2011年からの許可率の推移を見ても、約8割～9割の高い水準で許可されている。変更許可後の在留資格として代表的な「技術・人文知識・国際業務」は2023年に全体の82.3%を占めている。それ以外も教授(2.4%)、高度専門職(2.0%)など全体の約9割がいわゆる専門的・技術的分野の在留資格に相当する。こうした高度人材に相当する在留資格を海外で留学後に取得しようとする、かなりハードルが高い。例えば、米国移民局(USCIS)によると、高度人材向けのH-1Bビザは初回申請の場合、年間発給枠(一般枠65,000件、米国の修士号以上取得者向けの追加枠20,000件)がある。申請数がこれらの枠を超えた場合、抽選制度が導入されるため、優秀な人材であっても取得困難なケースが多い。例えば、2023年の登録数(全応募者)は474,421件で、選出数(抽選)が127,600件と、全体の26.9%しか選抜されず、さらにその後審査プロセスを経る必要がある。

留学と就職をつなぐ情報発信の必要性

重要なことは日本からインドや海外に対して、留学と就職という点を連携する形で効果的に情報発信がなされていない点である。留学という入口時点で卒業後の就業について検討する学生や保護者が多いため、この2つをつなげて訴求することが肝要である。

そこで、大学や政府は必要に応じて連携しながら、以下の対応を行うべきである。第1に、インドの学生に対して、留学前に留学先の大学の情報のみならず、卒業後の就業機会や日本でのキャリアの可能性について十分な情報提供やPRを行うことが重要である。第2に、就職前後に一定程度の日本語能力が求められる点についても説明した上で、大学において日本語能力向上への学習支援をするべきである。日本は企業の内定が得られれば就労ビザを取得しやすいが、外国人留学生が企業の内定を取得する際に、高度な日本語能力が求められるという課題があるためである。ただし、これらは企業側で英語の運用能力が低いという別の課題も孕んでいる。

日本のインド人コミュニティの現状と展望

政策的には、インド人に日本や日本で働くことに関心を広げてもらい、関連情報を入手しその後の定

住もしやすくすることが中長期的に重要である。そのためには、第1に、インド国内の大学における日本語学科の設立の補助を行うなど日本語が学べる環境整備へのサポートを行うことである。国際交流基金が実施した「2021年度海外日本語教育機関調査」によると、インドの日本語学習者数はマレーシアに次ぐ世界11位の3万6,015人(前回調査比5.5%減)、日本語教育機関数は323(前回調査比6.3%増)となっており、日本語学習に関心を持つ人が一定数存在する。

第2に、日本のインド人コミュニティの支援が挙げられる。在日インド人はまだ数が少なく、企業のマネジメント層にいるインド人も少ないため留学や就職についての同国人からの情報が入手しづらい。東京では、インドのIT人材が多く居住しておりインド系のインターナショナルスクールもある「リトルインディア」と呼ばれる西葛西のような地域も生まれている。日本のインド人コミュニティを検討する際に、米国におけるインド人移民コミュニティの事例が参考になる。例えば米国では、2023年現在、290万人以上のインド人移民がアメリカに居住しており、米国の全外国生まれの居住者の6%を占め、メキシコに次いで2番目に多い。

彼らは高い教育を受けて多くが学士号以上を取得しており、2023年度に発行された高度技能労働者向けのH-1Bビザの約3分の2を占めている¹。また、グローバル企業やスタートアップのCEOや役員、医者、弁護士、大学教授など社会的に高い地位にあるインド人が幅広い職種にいるため、人的ネットワークの広がりもある。

このように、インドからの留学生を増やすためには、複数の要因が関係するが、卒業後の日本での就業機会についての情報発信と機会提供は重要な要因である。また、生活や進学・就職に関する情報を共有できる在日インド人コミュニティの存在も中長期的に重要である。西葛西のように日本社会との共生も進んでいる事例に学び、情報取得や相談が可能なネットワークを検討していくことが求められる。※本研究はJSPS科研費JP23K01737の助成を受けたものです。

(くもん たかし・アジア研究所教授)

¹ Madeleine Greene and Jeanne Batalova(2024) “Indian Immigrants in the United States”, Migration Policy Institute (2025年6月23日アクセス)

パナマ運河騒動から見た香港企業の苦悩

遊 川 和 郎

「カナダをアメリカの 51 番目の州にする」「グリーンランドの購入を望んでいる」など就任前から冗談とも本気ともつかない発言を繰り返していたトランプ米国大統領だが、大西洋と太平洋を結ぶ重要な航路、中米パナマ運河をめぐる「支配権を取り戻す」と発言、さらに「パナマ運河は中国が支配している」とエスカレートした。この騒動はその後どのように展開したのだろうか、整理してみよう。

香港企業が米ファンドに売却を発表

まず、「中国が支配している」という米大統領の発言は正しいのか。運河には五つの港があるが、うち太平洋側、大西洋側それぞれ一つの港（バルボア港とクリストバル港）を香港の長江和記実業（CK ハチソン）の子会社が 1997 年から運営している。中国企業と香港企業を完全に同一視するのは誤りではあるが、中国政府の支配下に置かれた香港の近年の様子を見れば、中国政府が運河の閉鎖や米軍艦船の運航妨害を命じた場合、それに抗う選択肢は確かにないだろう。

トランプ大統領就任後の 2 月 2 日、ルビオ米国防長官が最初の訪問先として選んだのがパナマだった。パナマのムリノ大統領はこの訪問を受けて中国の広域経済圏構想「一帯一路」から離脱する方針を表明、また運河に隣接する港湾を管理する香港企業との契約を解除する可能性がある」と報道されたのだった。習近平主席の顔に泥を塗られた中国政府はこの決定に対して強く抗議した。

それから約 1 カ月後、今度は香港企業側から大きな動きがあった。CK ハチソンは 3 月 4 日、港湾の実質的な運営権を、米資産運用会社ブラックロックなどの投資家連合に売却する合意を結んだと発表した。パナマ運河の 2 港だけでなく世界 23 か国・地域の 43 港を 190 億米ドルで売却するというもので、CK ハチソンの株価は発表直後に 2 割も上昇、市場はこの取引を好感した。また外交部スポークスマンは 5 日、「商取引についてコメントしない。中国がパ

ナマ運河を制御しているというのは全くのデマである」と取引には静観の構えだった。

売却計画は白紙に追い込まれる

それが一変したのは、3 月 13 日、香港の中国政府系紙『大公報』が「一般の商業行為ではなく、覇権主義的な行為」と CK ハチソンを非難する論評を掲載、それを国务院香港マカオ事務弁公室が転載したことだった。これを受けて同社の株価も一転、急落した。「ビジネスはビジネスというのは誤った考え方」「今からでも引き返すのは遅くない」と『大公報』の批判キャンペーンはその後も連日続く。

そして登場したのが国家市場監督管理総局（SAMR）である。3 月 29 日、契約は中国の独占禁止法審査の承認を受ける必要があるとコメント、中国当局が初めてこの取引に介入する姿勢を示したのだった。CK ハチソンと投資家連合との売買協議締結期日は 4 月 2 日だったので、契約はひとまず見送られる公算が強まった。

4 月に入るとヘグセス米国防長官がパナマを訪問（8 日）、ムリノ大統領と会談する。パナマの監査当局は CK ハチソン子会社との契約に不正があったこととして、米投資ファンドへの売却が不成立でも、香港企業を排除する可能性が浮上した（同社はパナマ政府の監査結果に反論）。そして 27 日、SAMR が「重大な懸念を抱いており、法律に基づいて調査する」と HP にコメントしたのだった。

CK ハチソンは相次ぐメディアからの取材に対し、5 月 22 日の株主総会で何らかの発表を予定しているとしていたが、12 日、急きょ「監督管理部門の同意と批准が条件になる」「違法な状況で取引を進めることはない」とする声明を発表した。投資家連合との交渉期限は 7 月 27 日に設定されていたので、売却計画は事実上ご破算になったとみられる。

中国側の不快感

以上がことの顛末であるが、謎が多い。まず、

中国（中央政府）はこの件をどのように考えていたのか。容易に想像できるのは事前に相談がなかったことへの不快感である。CK ハチソンがこれを発表した3月4日、富豪・李嘉誠から同社を引き継いだ長男の李沢鉅はこの日から始まった政治協商会議に出席するため北京に滞在していたが、オンラインメディア「緑豆（香港から英国への移住者が設立）」によれば、滞在期間中、国家級指導者（香港マカオ管轄の丁薛祥副首相と思われる）から呼び出しを受け、問い質されたという。李沢鉅はブラックロックはあくまで投資ファンドにすぎずターミナルの運営は行っていない、実質的な港湾運営はイタリアのアポンテ家傘下の世界的海運大手・MSC 地中海海運グループであることから問題はないと説明したという。CK ハチソン側はその後とも契約を見直す姿勢を見せないため、中国側も態度を硬化したというのが香港紙の報じる見方である。

一方のCK ハチソンからすると、トランプ大統領からの攻撃に孤立無援の中、これまでリスク分散で保有していた世界の港湾ビジネスの政治リスクが増大したことから売却に動いたもので、その判断を投資家も歓迎していたということである。あくまでビジネス上の判断だろうが、中国側からすると、ブラックロックへの売却対象となった港湾には「一帯一路」沿線主要港も含まれており、それなら中国企業に売却すればよいではないかと思っても不思議はない。米ブルームバーグ通信によれば、5月にジュネーブで開かれた米中関税協議の後で中国海運最大手の中国遠洋海運集団がこの取引に参画する案が浮上したという。前述のように、CK ハチソンは5月12日に、急きょ声明を発表したが、ちょうど米中協議の直後であり、この問題について米中間で何らかの進展があったことも考えられる。

親中派の忠誠心アピール

二つ目の謎は、中国系紙の中でなぜ『大公報』一紙だけが批判報道を繰り返したのかである。中国国内も含め、他の公式メディアはこの件について慎重で、CK ハチソンを口汚く罵るような報道はない。『大公報』一紙が突出していた。『大公報』の批判キャンペーンはヒートアップしていくが、新たな事実が出てくるわけではないので、親中派と呼ばれる香港の名士がそれぞれの言葉で非難を繰り返す。立法會議員、政治協商會議委員をはじめ香港の各種業界団体、同郷組織の要職などである。今年は12月に

新制度第2回目の立法會議員選挙が予定されているが、4年前の選挙で親中派の中から選ばれたものの実績を持たない「政治素人」たちが今年の選挙を前に愛国心、忠誠心をアピールしようとしたとしても不思議ではない。また批判の急先鋒の一人が梁振英・元行政長官である。自身のSNSで「商人には祖国がないのか?」と嘯みついた。梁氏は2012年の親中派が分裂した行政長官選挙で、敵陣営を支持した李嘉誠氏とはその後もしっかりいっていない。こうした一部の親中派が『大公報』紙での大合唱となったのではないだろうか。

香港統治の矛先は経済界に

最大の謎はCK ハチソンの一連の行動である。米中が激しく対立する中、米側に膝を屈するような行動を中国政府が快く思うはずがない。『大公報』紙は北京の法律事務所専門家の発言を引用し、「中国の独占禁止法では、取引当事者の前年度の中国国内での売上高が8億人民元を超え、かつ当事者全員の前年度の中国国内での総売上高が40億元を超える場合、取引実行前に申告を行い、承認を得た後にのみ取引を実行できると規定されている」「対象は港湾であるため、中国国内に所在していなくても、中国の顧客や船舶にサービスを提供している可能性があり、これによって発生した売上高は中国国内で計上できるため、取引を独占禁止部門に報告する必要がある」としている。

CK ハチソンほどの企業になれば、法務部門がこうしたことを事前に把握していなかったとも考えにくい。結果から見れば米中対立の中で逃げようにも逃げられない展開だった。李嘉誠ファミリーは返還前後には中国、香港政府から極めて厚遇されていたが、2014年の雨傘運動、19年の大規模抗議運動では政府を明確に支持する態度をとらなかったことから、中国政府との間に溝ができていたのも事実だろう。

中央による香港統治の矛先は経済界に向けられている。国籍に関係なくビジネスの最大化だけを求めて行動できた香港はもう過去のことである。何よりも経済活動にも愛国心の証を求められる時代になったことを思い知らされる出来事となった。

（ゆかわ かずお・アジア研究所教授）

コンプライアンスと律法主義

今号の所報に韓国コンプライアンスに関する論稿を掲載したが、紙幅の関係で書けなかったことがある。それはコンプライアンスに関する日韓比較である。

韓国では「法的責任の明文化と厳格な適用」が過剰コンプライアンスの主因であるのに対し、日本では「社会的非難や炎上リスクへの過敏な反応」が過剰対応を生んでいるという違いがあるように思う。

日本では 2000 年代初頭に雪印や三菱自動車、耐震偽装などの企業不祥事を受けて法令順守や内部統制強化が求められるようになり、多くの企業がこれらを実行するようになった。だが法や倫理を守るという社会的期待に応えることが企業価値を高めると意識は根付かなかった。韓国に比べて規制とペナルティの強度が低く、企業の裁量に任される部分が大きすぎたのかもしれない。やがて行政や企業は保身のためコンプライアンスという名の正論のもとにリスクフリーを目指し、何もしない傾向が目立つようになった。

日本におけるこうした状況を見聞きするにつけ、心に浮かんだのが「律法主義」(legalism)という言葉だ。

コンプライアンスと律法主義はどちらもルールを守るという点では共通するが、よく考えると以下のよう

な違いがある。コンプライアンスは上述のように法令を守るだけでなく広く規範、倫理を守ること社会に貢献しようというものだ。しかし、律

法主義では形式に固執して法規を杓子定規に解釈する。また、柔軟性を欠き、状況判断を苦手とするほか、相手の意図や状況を考慮せず自説を曲げないのも律法主義の特徴である。そこには社会を良くしようというような善意はない。

さて、この律法主義の言葉は、元来ユダヤ教及びキリスト教における考え方である。旧約聖書の律法の墨守を説くラビ(ユダヤ教の聖職者)は新たな教義を説くイエスの出現に狼狽し、激しく排撃した。その結果イエスは十字架に付けられ落命したが、その教義は弟子たちによって伝えられていった。イエス亡き後のユダヤはその後エルサレム攻囲戦を経て四散の憂き目を見た。

律法主義的な日本の「コンプライアンス」にも改善の兆しはある。現場レベルの判断停止や萎縮効果が目に余ってきたからだ。ただ、改善はどこまで進むのか。慎重な判断を期すると称して膨大な資料を読み込んで議論を重ねるも、かえって判断が遅くなる、ということになりはしないか。四散したユダヤと運命を共にしたラビたちとわが日本が同じ道を歩まないことを祈るのみである。

(アジア研究所教授 奥田聡)

アジアの窓



※ 研究所だより ※

今年で 45 回目となるアジア研究所公開講座は、5 月 17 日から 6 月 7 日までの全 4 回の講演を無事終了いたしました。

今回は「急変する韓国情勢」と題し、国内政治、南北関係、日韓関係、米中と韓国の経済関係について多角的に切り込んだ分析を皆様に披露いたしました。おりしも、6 月 3 日に大統領選、翌 4 日には李在明政権が発足するなど、韓国が一つの節目を迎えた時点での講演となり、活発な質疑応答が行われました。

韓国を長年研究してきた私にとっても様々な新しいヒントが与えられた講演会でした。

雨天での開催が多かった中でも多くの方々に対面でご参加いただいたほか、オンラインでも多数ご参加いただきました。ご参加くださいました皆様から感謝申し上げます。

今後、セミナー「アジアウォッチャー」を開催するほか、所報、紀要、研究プロジェクト報告書など各種研究成果の発表を控えております。どうぞご期待ください。

(おくだ)